

建設業の許可に係る「解体工事業」の経過措置の終了について

建設業の許可に係る「解体工事業」の技術者要件については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていますが、「解体工事業」の専任技術者について、下記1.の資格区分（アルファベットコード）の場合、令和3年4月1日以降も引き続き「解体工事業」の許可を継続するためには、技術者要件を満たす必要があります。

なお、下記2.の資格区分（アルファベットコード）の場合、令和3年4月1日以降は「解体工事業」の専任技術者にはなりません。

「解体工事業」の専任技術者不在で許可要件を欠くことがないように、十分ご注意ください。

1. 経過措置終了後も技術者要件を満たせば「解体工事業」の専任技術者となることのできるもの

資格区分	コード	技術者要件
1級土木施工管理技士	1 C → 1 3	◆左記の資格に加え以下のいずれかを満たすこと ①合格後、「解体工事」に関する実務経験1年以上 ②登録解体工事講習の受講（★）
2級土木施工管理技士（「土木」のみ）	1 D → 1 4	
1級建築施工管理技士	2 A → 2 0	
2級建築施工管理技士（「躯体」のみ）	2 B → 2 2	
技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））	4 A → 4 1	
技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」））	4 B → 4 2	
2級とび・とび工技能士 （合格後、「とび工事」に関し3年以上の実務経験） ※H15年度以前の合格者は1年以上	5 B → 5 7	合格後、「解体工事」に関する実務経験3年以上 ※H15年度以前の合格者は1年以上

★登録解体工事講習実施機関（H31.4.1現在）

○公益社団法人全国解体工事業団体連合会

東京都中央区八丁堀4-1-3

電話：03-3555-2196

○一般財団法人全国建設研修センター

東京都小平市喜平町2-1-2

電話：042-321-1634

★登録解体工事試験実施機関（H31.4.1現在）

○公益社団法人全国解体工事業団体連合会

東京都中央区八丁堀4-1-3

電話：03-3555-2196

2. 経過措置終了後は「解体工事業」の専任技術者となることができないもの

資格区分	コード	技術者要件
1級建設機械施工技士	1 A	経過措置終了後は解体工事業の専任技術者になれない
2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	1 B	
2級土木施工管理技士（渠液注入）	1 E	
技術士（農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	4 C	
技術士（水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	4 D	
技術士（森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5 A	
地すべり防止工事	6 A	
技能士（型枠施工）	6 B	
技能士（ウェルポイント施工）	6 C	
技能士（コンクリート圧送施工）	7 A	

3. 経過措置にかかわらず解体工事業の技術者要件を満たす資格

コード	資格
1 3	1級土木施工管理技士 【平成28年度以降の合格者】
1 4	2級土木施工管理技士（土木） 【平成28年度以降の合格者】
2 0	1級建築施工管理技士 【平成28年度以降の合格者】
2 2	2級建築施工管理技士（躯体） 【平成28年度以降の合格者】
2 1	2級建築施工管理技士（建築） ※【平成28年度以降の合格者】
5 7	1級とび・とび工技能士
6 0	登録解体工事試験の合格者

※「2級建築施工管理技士（建築）（コード2 1）」は、経過措置がありません。平成27年度までの合格者については、合格後、解体工事に関する実務経験1年以上か登録解体工事講習の受講、又は平成28年4月1日以降の合格者でないと解体工事業の技術者になれません。